

時間外勤務手当 (4月1日現在)			
区分	平成22年度決算	平成23年度決算	
支給実績	106,031千円	106,099千円	
平均支給年額	377千円	397千円	
特別職などの報酬など (4月1日現在)			
区分	月額	期末手当の支給割合	
給料	市長	783,000円	6月期 1.900月分 12月期 2.050月分 計 3.95月分
	副市長	630,000円	
	教育長	540,000円	
報酬	議長	400,000円	(一般職と同様に加算措置があります)
	副議長	350,000円	
	議員	320,000円	

※市長、副市長、教育長の給料は、平成23年4月から平成24年8月まで、10%削減しています。

◇職員数

部門別職員数 (4月1日現在)				
区分		職員数(人)		対前年増減数(人)
		平成23年	平成24年	
一般行政部門	議会	5	5	
	総務	84	84	
	税務	22	23	1
	民生	85	80	△ 5
	衛生	22	23	1
	労働	1	1	
	農林水産	7	7	
	商工	13	15	2
	土木	36	36	
	小計	275	274	△ 1
特別行政部門	教育	35	34	△ 1
	消防	86	86	
	小計	121	120	△ 1
普通会計合計		396	394	△ 2
会計企業等部門	水道	16	16	
	下水道	13	13	
	その他	25	26	1
	小計	54	55	1
総合計		450	449	△ 1

※市長、副市長、教育長を除く。

◇平成23年度の職員の研修状況

職員の研修状況				
	基本研修	特別研修	自己啓発	計
受講者数	184人	899人	16人	1,099人

◇職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務に専念すること（サービスの根本基準）が義務付けられており、このほかに『法令等及び上司の職務上の命令に従う義務』をはじめとする義務、禁止および制限事項が定められています。

このサービス規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となるほか、状況によっては罰則の対象になる場合があります。

市は、交通事故防止や選挙時のサービス規律の遵守など、機会のあるごとに職員に周知しています。

その他の手当 (4月1日現在)			
手当名	内容と単価		
扶養手当	配偶者		13,000円
	配偶者以外の扶養親族		6,500円
	配偶者がいない職員の扶養親族1人目		11,000円
	満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額		5,000円
住居手当	借家	限度額	27,000円
	持家	5年目まで	6,000円
		6年目以降	5,000円
通勤手当	バス等利用者	限度額	55,000円
	自家用車等利用者	限度額	24,500円
管理職手当	部長職		57,386円
	次長職		46,128円
	主幹職		36,940円
特殊勤務手当	徴収・消防・ごみ取扱業務など15種類 従事する勤務の特殊性に応じて支給		

※このほか、地域手当、宿日直手当、夜勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当があります。

職員の任免 (各年4月1日現在)						
区分(年度中)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
新規採用者	11人	23人	27人	22人	23人	
退職者	40人	27人	25人	24人		

◇勤務時間やその他の勤務条件

- 勤務時間 月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで（勤務時間が変則の勤務者は、1日につき7時間45分となるように割る）
- 休憩時間 12時15分から13時まで
- 休日など 土・日曜日、祝日法による休日、年末年始の休日（12月31日から翌年の1月5日まで）
- 休暇の種類 有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇（給与削減あり）

◇平成23年度の職員の分限処分状況

分限処分			
内容	事由	該当職員数	処分の根拠法など
休職	心身の故障のため	5人	地方公務員法

その他の処分

処分の種類	処分手案数	人数	処分の根拠法など
訓告	1件	1人	職員の懲戒処分並びに訓告及び
嚴重注意	1件	1人	嚴重注意の措置に関する基準

◇職員の福祉および利益の保護の状況

- 平成23年度の職員の福祉の状況

健康診断受診状況		
健康診断の種類	対象者数	受診者数
総合健康診断	313人	303人
定期健康診断	141人	139人
公務災害補償制度の適用状況		
適用件数	2件	

- 利益の保護の状況について

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

また、懲戒などの処分を受けた職員は、公平委員会に行政不服審査法による不服申し立てをすることができます。

平成23年度においては、職員からこのような措置要求や不服申し立ては、ありませんでした。